

特 71

922

新兵必讀

軍隊教範
全

301465-001-8

特71-922

新兵必讀軍隊教範

若山 文二郎 / 著

M30.11

BFA-0001



置き土着馬寮を建て防人などを設けられしかば兵制は整ひたれども
打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸く文弱に流れければ兵農た
のづから二に分れ古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武
士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂
と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはな
りぬ世の様の移り換りて斯くなれるは人力もて挽回すべきにあら
ざとはいひながら且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り
淺間しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰
へ剩へ外國の事ども起りて其侮をも受けぬべき勢に迫りければ朕
が皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも

畏懼けれ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權
を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経るして海内一統の世とな
り古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績な
り歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへども併我臣民
の其心に順逆の理を辨へ大義の重さを知れるが故にあそあれされ
は此時に於て兵制を更め我國の光を輝さんと思ひ此十五年が程に
陸海軍の制をは今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕が統ぶる所な
れば其司司をある臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣
下に委ぬべきものにあらず子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天
下は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體な

からんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるをされは朕は汝等
等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰ぎてを其親は特に深かるべき
朕が國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまるる事
を得るも得るも汝等軍人が其職を盡すと盡さるとに由るぞかし
我國の稜威振さるゝとあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維
揚りて其榮を輝さは朕汝等と其譽を借にすべし汝等皆其職を守り
朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平
の福を受け我國の威列は大に世界の光華ともなりぬべし朕斯も深
く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すべき事あるありてや之を左に
述べむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすべし

凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるべき況して
軍人たらん者は此心の固からでは物の用に立ち得べしとも思はれ
軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長
ぜるも猶偶人にひとしかるべし其隊伍も整ひ節制も正しくとも忠
節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるべし抑國家を保
護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰な
るゝとを辨へ世論に惑はせ政治に拘らざり只々一途に己が本分の忠
節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ其操
を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

一軍人は禮儀を正くすべし

凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて
統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任の者は
舊任の者に服従すべきものを下級のものは上官の命を承るゝと實
に直に朕が命を承る義なりと心得よ己が隸屬する所にあらざとも
上級の者は勿論停年の己より舊き者に對しては総べて敬禮を盡す
べし又上級の者は下級の者に向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるべから
ず公務の爲に威嚴を主とするときは格別なれども其外は務めて懇
に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人
たるものにして禮義を紊り上を敬はざ下を惠まざして一致の和譜

を失ひたゞんには常に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲にもゆる
む難き罪人なるべし

一軍人は武勇を尙ふべし

夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば我國の臣民たら
んもの武勇なくては叶ふまじ況して軍人は戰に臨み敵に當るの職
なれば片時も武勇を忘れてよかるべきかはさはあれ武勇には大勇
あり小勇ありて同トからず血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武
勇とは謂ひ難と軍人たらんものは常によく義理を辨へ能く膽力を
練り思慮を殫して事を謀るべし小敵たりとも侮らざ大敵たりとも
懼れざ己が武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれ左れば武勇を尙ふ

ものは常々人に接するには温和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛
けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたれば果は世人も忌嫌ひて豺狼
などの如く思ひなむ心すべき事にあそ

一軍人は信義を重んずべし

凡信義を守ること常の道にはあれどわけて軍人は信義なくては一
日も隊伍の中に交りてあらんまど難かるべし信とは已が言を踐行
ひ義とは已が分を盡すを言ふなりされば信義を盡さむと思は、始
より其事の成り得べきか得べからざるかを審に思考すべし臆氣な
る事を假初に諾ひてよしなき關係を結び後に至りて信義を立てん
とすれば退進谷りて身の措き所に苦むあり悔ゆども其詮なり

始に能く事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むべからざるを
り其義はとて守るべからざるを悟りなほ速に止るあそよけれ古よ
り或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非
に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともが禍に遭ひ身を
滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く
警めやあはあるべし

一軍人は質素を旨とすべし

凡質素を旨とせされば文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み
遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく
世人に爪は下させらるゝ迄に至りぬべし其身生涯の不幸なりとい

ふも中々愚なり此風一たび軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延る士風も兵氣も頗に衰へぬべきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつれど猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねば故に又之を教ふるぞかと汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑にと思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽せにすへからせさて之を行はんには一の誠心あそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神に在て一の誠心は又五箇條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはべの裝飾にて何の用にかは立つべき心たに誠あれば何事も成るものぞかと況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり

行ひ易く守り易く汝等軍人能く朕が訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦びなん朕一人の擇のみならんや

明治十五年一月四日

御名

●讀法

兵隊は皇威を發揚し國家を保護する爲めに設け置かる、ものなれば此兵員に加ふる者は堅く左の條件を守り違背すべからず

第一條

誠心を本と志思節を盡さる不信不忠の所爲あるべからざ

第二條

長上に敬禮を盡さ等輩に信義を致さ粗暴倨傲の所爲あるべからざること

第三條

長上の命令は其事の如何を問はず直ちに之に服従さ抗抵干犯の所爲

第四條

あるべからざること
膽勇を尙び軍務に勉勵さ恐怯柔懦の所爲あるべからざること

第五條

血氣の小勇に誇り争鬪を好み他人を侮慢さ世人の厭忌を來す等の所爲あるべからざること

第六條

道德を修め質素を主と志浮華文弱

に流るゝ等の所爲あるべからざること

と

第七條 名譽を尙び廉恥を重んじ賤劣貪汚

の所爲あるべからざること

以上掲ぐる所の外法律規則に違犯し罪を國家に得るに至ては父祖を辱しめ家聲を汚し醜を後世に遺す獨其身現在の恥辱のみならずるなり況んや重罪の如きは各人天賦の公權をも剝奪せられ世に立ち人に接はるも對等の權利を得ざるに於てをや名譽を尙び廉恥を

重んぜるの軍人に在ては殊に戒愼を加へざるべからず就中陸軍刑法は軍隊の害を爲す者を懲す爲めに特に設けらるゝものたるを以て其刑亦頗る嚴なり軍人にして之を犯せば晉に本分を誤り軍隊の安寧を害するのみならず遂に世人の信用を損ト陸軍の榮譽を汚す等其責更に重し平素自ら戒飾し決して違犯すべからざるものなり

勅諭

朕が親愛する帝國陸海軍人に告ぐ

朕兵馬の大權を統へ明治十五年陸海軍人の制、略立つに於て汝等軍人の精神五箇條を訓諭し忠節、禮儀、武勇、信義、質素貫くに一誠

を以てすべきを告げたり
 朕が汝等に訓諭するの殷切なりとの洵に汝等を以て朕が股肱と
 頼めはをり
 爾來治平十有余年客歲清國の釁を開くや汝等は朕が一號令の下に
 起て隆暑に耐へ祁寒を冒し内は籌畫警防を努め外は進取出戦に勞
 し陸に海に振古未だ有らざるの偉勳を奏し能く交戦の目的を達し
 て帝國の光榮を四表に發揚せしめたり
 朕は帝國陸海軍の進歩茲に至りたるを欣ひ汝等が深く五箇條を服
 膺して敢て失墜せず命を重し生を輕し以て能く朕が股肱たるの職
 を盡したるを嘉す獨り鋒鏑に斃れ疾病に死し然らざるも病廢とな

りたるものに至ては朕深く其事を烈として其人を悲まざるを得ず
 朕今清國と和を講じ汝等と俱に治平を慶に頼らむとす願ふに軍隊
 の名譽は帝國の光榮と共に汝等の責務を重からしむ
 朕は我武維れ揚りて汝等と其譽を借にするを樂むと雖ども邦家の
 前程は尙遼遠なり汝等其れ能く朕の訓諭を遵奉し留りて隊伍に在
 るものと散して郷關に歸るものとの論なく五事を服膺して軍人の
 本分を恪守し一誠以て他日の報效を期せと

御名

明治二十八年五月十二日

上官の官姓名

上官の官と姓名を熟知すべしは勿論、其容貌と音聲までも能く知り置くべきことなり
 軍隊は一家族の如くにして等輩は兄弟の如く、上官は父の如く、子として父を熟知
 せずして可ならんや、左に官姓名等記憶の稱呼を記すべし

我師團長閣下は 陸軍中將何位勳何等功何級何某閣下にて容貌は如何音聲は如何
 なり

我旅團長閣下は 陸軍少將何位勳何等功何級何某閣下にて容貌は如何音聲は如何な
 り

我聯隊長殿は 陸軍大佐(或は中佐)何位勳何等功何級何某殿にて(以下同上)

我大隊長殿は陸軍少佐何位(以下同上)
 我中隊長殿は陸軍大尉(何位以下同上)
 我中隊附將校何某殿は 陸軍中尉(少尉)何位(以下同上)

我隊の某特務曹長殿は容貌如何、音聲は如何なり
 我隊の某曹長は(同上)
 我隊の某一等軍曹は(同上)
 我隊の某二等軍曹は(同上)
 我隊の某上等兵は(同上)
 此他軍醫等相當官の官姓名容貌音聲等も記憶し置くべし

武官階級表

| 官武 | 別 | 類 | |
|------|-----|----|---------|
| | | 將 | 官 |
| 大將 | 親任官 | 一等 | 上等官(佐官) |
| 中將 | 勅任官 | 二等 | 士官(尉官) |
| 少將 | | 三等 | |
| 大佐 | 奏任官 | 四等 | 官準士 |
| 中佐 | | 五等 | |
| 少佐 | | 六等 | |
| 大尉 | 同 | 七等 | 下 |
| 中尉 | | 八等 | |
| 少尉 | 上 | 一等 | 官 |
| 特務曹長 | 判任官 | 二等 | |
| 曹長 | | 三等 | |
| 一等軍曹 | | 四等 | |
| 二等軍曹 | | | |

上タル者ハ下タル者ヲ愛シ下タル者ハ上タル者ニ順ヒ其心ヲ公平ニ置キ諸事柔和ニシテ決シテ威迫粗暴ノ舉動アルベカラズ

第二條 凡ソ下タル者上タル者ニ服従スルハ階級ヲ逐フテ嚴重ナルベシ決シテ諛フコトナク規則ニ從ヒ各其分限ヲ守リ以テ恭敬遵奉スベシ

此階級ニ属スル服従ノ外ニ軍紀ニ於テ同級中ニモ停年ノ新舊ニ應シ服従ヲ要シ總テ一般ノ勤務及公會ニ於テモ之ヲ守ラシム故ニ同級ノ諸軍人一同ニ服務スルトキハ其同隊同科タルト然ラザルトナ論セズ各其停年新舊ニ因テ服従ノ法ヲ守ルコト恰モ階級ノ上官ニ於ケル如クナルベシ

第三條 新兵又ハ斥候等ノ勤務中ハ兵卒ト雖モ其職掌ノ權アルヲ以テ上官ニ在テ此者ニ對シ勤務上ニ就テハ其權ヲ犯スベカラズ

第四條 同盟國ノ軍隊ト連合スルトキハ其將校下士及兵卒ニ對スルモ同シク服従ノ定限ヲ守ルベシ

第五條 凡ソ下タル者上タル者ニ對シ公私共ニ諸事前條ノ如ク從順尊敬ヲ盡シ就中命令ハ謹テ之ヲ守リ以テ直ニ施行スベシ決シテ其當不當ヲ論テ理不理ヲ議スルコト勿

レ蓋シ命令ノ可否ハ出ス者ノ權ニシテ行フ者ノ責ニ非サレバナリ下タル者上タル者ニ對シ其命令ノ原因主旨等ヲ詰問スルヲ許サズ然レモ其命令不分明ナルハ謹テ之ヲ尋問スルハ妨ゲナシ

新ニ受ケル所ノ命令ト以前ノ命令ト齟齬スルハ其趣ヲ申述シ然ル後之ヲ行フベシ

犯行アリテ處分ヲ受ルハ假令不當ト思トモ決シテ辨解スルコトナク必ズ之ニ服従スベシ

第六條 上タル者ノ取扱ヒ假令不條理ト考フルモ下タル者決シテ之ヲ争ヒ論ズルヲ許サズ但徐ニ順序ヲ經テ之ヲ訴フルハ妨ゲナク又若シ勤務中ナレハ畢リテ後之ヲ訴フルモノトス

○尊稱及稱呼

第一條 凡ソ下タル者上タルニ對シテ稱呼スルキハ直接ト間接トヲ論セズ必ズ尊稱ヲ用ニルモノトス而シテ其尊稱ニ區別アルコト左ノ如シ

一 天皇 太皇太后 皇太后 皇后ニ對シ奉リテハ陛下

二 皇太子及其他ノ皇族ニ對シ奉リテハ殿下

三 將官ニハ閣下

四 上長官以下ニハ殿

第二條 直接ニ其人ニ對シ之ヲ稱呼スルキハ例ハ皇族ニハ單ニ「殿下」ト云ヒ將官ニハ「何官閣下」上長官以下ニハ「何官殿」ト云フ

他人ニ對シ之ヲ稱呼スルキハ例ハ皇族ハ「某親王殿下」ト云ヒ將官ハ「某何官閣下」上長官以下ハ「某何官殿」ト云フ場合ニ依リ職名ヲ呼ビ例ハ「師團長閣下」又「聯隊長殿」ト云フモ妨ゲナシ又例ハ數人ノ上官一所ニアルキ某上官ニ用談アリテ

最初之ヲ呼フキノ如キハ前項ノ例ニ從フモノトス

下士兵卒ニ在テモ亦總テ此例ニ準ス

第三條 尊稱ハ其人ノ身分ニ對スルモノナルチ其人ヲ稱呼スルキニ限リ之ヲ用ユルモノトス故ニ公文書ノ宛名又ハ職務上ニ於テ其職名ヲ以テ之ヲ云フキノ如キハ此例外トス例ハ大佐ヨリ少將ニ公文書ヲ呈スルキ其宛名ニハ「閣下」ト書セズ一般ノ文書式ニ從ヒ「殿」ト書シ又大隊長職務上ニテ聯隊長ノ命令ヲ他人ニ傳達スルキノ如キハ「某大佐殿」ノ命令云々ト云ハズシテ「聯隊長」ノ命令云々ト云フガ如シ

第四條 上級ノ者ヨリ下級ノ者ヲ呼フキハ直接ト間接トヲ論セズ必ズ姓ト官トヲ呼フベシ例ハ「某大尉」若クハ「某曹長」ト云フガ如シ

○營中日課ノ定則

第一條 起床消燈ノ時刻ハ時侯及軍務ニ隨ヒ該地所在ノ高級故參ノ軍隊指揮官適宜ニ之ヲ定ムルモノトス

第二條 教育上ニ關スル日課及時限等ハ其責ニ該ル隊長ノ任スル所ナリト雖モ聯隊一
般ノ勤務時限等ハ聯隊長之手規定スベシ

第三條 日々朝夕ニ於テ点呼ヲ行フ其朝ニ於テスルモノヲ日朝点呼ト云ヒ夕ニ於テス
ルモノヲ日夕点呼ト云フ其時限左ノ如シ
日朝点呼ハ起床後即時
日夕点呼ハ消燈前三十分

第四條 日々會報ハ聯隊長ノ定メタル時刻ニ於テ周番ノ中隊長、中(少)尉、特務曹長、
及聯隊副官、聯隊本部ニ會シ營中ノ模様其他各大隊ヨリ申出タル事件及前日會報後
ヨリ生ゼシ諸事ヲ聯隊長ニ詳述スルモノトメ聯隊長ハ之ヲ裁決シ然ル後諸命令ヲ
下スベシ總テ此命令ハ聯隊副官命令録ニ登記シ各大隊ニ布達スルモノトス

第五條 衛兵(衛成衛兵、風紀衛兵ヲ併稱ス)ノ交代時限三十分前ニ至レハ風紀衛兵ノ
喇叭手「衛兵支度」號音吹奏ス此號音ニテ週番軍曹ハ衛兵ニ當ル兵卒ヲ舍外ニ整列セ

シテ精密ニ武裝ヲ檢査シ然ル後之ヲ引率シテ集合所ニ至ルベシ但週番軍曹ハ背囊ヲ
負ハズト雖モ服裝ハ上番衛兵ニ異ナルコトナシ
第六條 定時限ニ至リ「集合」ノ號音ニテ週番中隊長同特務曹長同軍曹及衛兵ニ當ル者
集合スルコト左ノ如シ

| | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|
| 週番軍曹 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 衛兵軍曹 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同上等兵 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同兵卒 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同喇叭手 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

注意
一週番軍曹上番軍曹ヨリ下級若ク
ハ新參ナル者ハ列ノ左翼ニ位置
スルモノトス

二 衛兵中乘馬兵アルトキハ列ノ左翼ニ在テ検査ヲ受クルモノトス

第七條

衛生集合セシ後検査ヲ行ヒ之ヲ各衛兵所ニ部署ス其方法左ノ如シ

- 一 週番特務曹長ハ從隊ノ先頭若干歩前ニ位シ各右翼ヲ一直線ニ占位セシメ而シテ後整頓セシムヘシ
- 二 整頓已ニ畢レバ週番特務曹長ハ二列ノ部隊ニ告示シテ開列ヲナサシメ週番中隊長之ヲ検査ス
- 三 此検査中週番特務曹長ハ週番中隊長ニ隨從シ検査畢レバ衛兵ヲ從隊ノ先頭部隊ニ密收セシム
- 四 週番特務曹長ハ衛兵ニ出下士及兵卒ヲ各衛所ニ部署ス其下士及上等兵ハ姓名ヲ呼ビ何處ノ司令或ハ衛兵タルコトヲ命ズ是ニ於テ其呼ハレタル軍曹及上等兵列ヲ出テ其所定ノ地ニ至ル之ヲ屬スベキ兵卒或ハ喇叭手ハ何處ノ衛兵或ハ喇叭手

第何中隊ヨリ何名ト呼出スバシ週番軍曹ハ週番特務曹長ノ呼出シニ應ジ兵卒或ハ喇叭手ヲ其位地ニ到ラシムヘシ

- 五 週番特務曹長ノ部署終レバ衛兵ノ司令自ラ隊伍ヲ編成シ之ヲ引率シテ衛兵所ニ赴クヘシ
- 六 週番中隊長ハ検査終レバ所定ノ地ニ占位シ週番軍曹ハ其部隊ノ割出畢レバ週番中隊長ノ後方四歩ノ地ニ並列シ週番特務曹長ハ編成ノ後週番中隊長ノ左側ニ至ル是ニ於テ週番中隊長ハ週番特務曹長ヲシテ翌日衛兵其他ノ勤務ニ當ルモノヲ達セシム

○起居ノ定則

第一條 毎朝点呼ノ號音ニテ兵卒ハ舍内ニ於テ点呼ヲ受ケ病氣ノ者ハ其趣ヲ給養班長ニ申出ツベシ

第二條 衣袴ハ孰レモ定式ヲ守リ正シク着裝スヘシ但勤務及演習ノ外ハ脚絆ヲ着セザ

ルモノトス

第三條 日朝点呼ノ後窓戸ヲ開キ毛布敷布ヲ振ヒ叮嚀ニ疊ミテ寂臺ノ上ニ置キ而シテ洗面ノ後兵器ヲ請拭シ被服ヲ整頓スベシ又午食後ハ毛布敷布ヲ展ベ臥床ノ準備ヲ爲シ置クベシ

第四條 警番卒ハ毎朝食事後直ニ室内ノ掃除ヲ爲スベシ

第六條 室内ハ一切不潔ナラザル標注意シ且ツ物品ヲ錯乱シ或ハ所定ノ外ニ持行クベカラズ

第六條 起床後日夕点呼迄ハ寂臺ニ就クヲ許サザルノミナラス之ニ腰ヲ掛クルヲ禁ズ然レハ衛兵當夜間勤務ヲ爲シタル者或ハ署中午後ニ於テ臥床休憩ヲ許スル及其他聯隊長ヨリ特ニ許可スルキハ此限ニアラス

第七條 吟歌及高聲ニ雜話スルヲ禁シ喫食中ハ殊ニ行儀ヲ正シ靜肅ヲ旨トスベシ

第八條 喫煙ハ舍内ニ在テハ所定ノ外ニ於テスルヲ禁シ且ツ舍外ト雖モ彈藥庫、火藥

庫、武器庫、薪炭庫ノ如キ火害ノ恐レアル近傍ニ於テ爲スベカラズ

第九條 室内又ハ廊下ニ痰ヲ吐キ烟草ノ吹殻ヲ棄ツヘカラス又妄ニ釘ヲ打付クヘカラズ

第十條 窓戸、机、腰掛、煖室爐、其他ノ諸器具ヲ汚シ傷ケ或ハ落書スベカス

第十一條 兵器、器具、材料其他諸物品ヲ自己ノ不注意等ニ依テ毀損若シクハ遺失シタルトキ相當ノ處罰ヲ受クルノミナラズ其代價ノ全部若クハ一部ヲ辨償セシム

第十二條 窓ヨリ流動物其他ノ物品ヲ投棄シ又ハ物ヲ乾シ或ハ窓ノ縁ニテ物ヲ墮ルベカラズ

第十三條 兵器、器具、材料、其他諸物品ノ掃除ハ所定ノ外ニ於テ爲スベカラズ

第十四條 無用ノ者庖厨、洗濯場、浴室、職工場、厩舍等ニ行ク可カラズ

第十五條 大小便ハ厠ノ外ニ於テ爲ス可カラズ

第十六條 燈火ハ他所ニ持行クコトヲ禁ス又廊下ノ燈火ハ終夜之ヲ消ス可カラズ

第十七條 下士及上等兵消燈後公務ニ依リ尙点燈ヲ要スハキトキハ日夕点呼前ニ於テ其旨ヲ届出ツヘシ

第十八條 許可ナキ物品ヲ妄リニ營内ニ持入ル可カラズ

第十九條 室内ニ入ル時ハ必ス靴ノ泥土ヲ叮嚀ニ掃拭スベシ

第二十條 煖室爐ハ其蓋ヲ取り又炭酸氣ヲ室内ニ入ルヲ禁ス又消燈後ハ其餘燭ニ注意スベシ

第二十一條 窓戸ヲ開キ置ク時ハ上下若クハ左右ニ開キ賊風ノ爲メ健康ヲ害スルモノナレハナリ

第二十二條 營内ニ於テ私ニ鳥獸ヲ飼フ可カラズ

第二十三條 衣服ハ清潔ニスヘシ襦袢ハ殊ニ然リトス

第二十四條 身体ノ不潔ハ最モ健康ヲ害スルヲ以テ頭面手足ヲ洗ヒ爪ヲ剪リ齒ヲ磨キ總テ身体ヲ清潔ニスヘシ頭髮ハ軍人ノ容儀ニ關スルヲ以テ短カク剪髮スヘシ

第二十五條 聯隊長ノ許可スルトキハ室内ニ在テ上衣ヲ脱シ或ハ胸部ヲ開キ靴ヲ脱スルコトヲ得

第二十六條 私物ヲ室内ニ置キ又ハ使用スルモ妨ケナシ然レモ風紀ヲ害スル如キ物品ハ之ヲ置ク可カラズ

○検査ノ定則

第二十七條 武裝ヲ齊一ナラシムル爲メ各隊長ハ時々部下ノ検査ヲ行フ之ヲ武裝検査ト云フ

此検査ノ方法及服裝ハ其時々隊長之ヲ定メ其隊中高級故參ノモノ之ヲ司令ス而シテ検査終レハ隊長ハ各將校ヲ集メ其検査セシ所ノ可否ヲ告示スルモノトス

第二十八條 各隊長ハ兵器、器具、材料、被服、其他諸物品ノ小部分ニ至ルマデ綿密ニ其清潔及修理ノ整否ヲ検査ス之ヲ細密検査ト謂フ

第二十九條 中隊長ハ毎土曜日午後申(少)時若クハ特務曹長ヲシテ下士兵卒ノ居室、厩舎

兵器、器具、材料、被服、其他諸物品ノ清潔及修理ノ整否ヲ検査セシム之ヲ清潔検査ト稱ス

○使役ノ定則

第一條 凡ソ使役ニ充ツル所ノ兵卒ヲ當番卒又ハ從卒ト稱ス

第二條 當番卒ハ命令使、書幹使、其他ノ雜役ニ使用スルモノトス總テ當番卒ハ營内ノ使役ヲ除クノ外第二種帽ヲ冠リ劍或ハ刀ヲ佩ヒ脚絆ヲ着スベシ若シ外套ヲ携フル

身ハ卷テ左肩上ヨリ右脇下ニ掛ク又麻當卒ハ作業服ヲ着スルモノトス

第三條 當番卒ヲ使用スル場所人員及時間ハ聯隊長之ヲ規定スルモノトス

第四條 將校ハ從卒トシテ其隊中ヨリ兵卒一名ヲ採リ使用スルコトヲ許ス其兵卒ハ第一

二年兵若シハ第三年兵ノ内ヨリ撰拔スベシ

第五條 從卒ハ將校ノ兵器被服等ヲ拭淨シ傳令ノ勤務ニ任シ其他將校身邊ノ用向ヲ辨スルモノトス又將校出務中ハ其所在ノ當番勤務ヲ兼シムルコトヲ得

第六條 從卒ハ前條ノ外諸勤務ヲ免除スト雖モ諸検査及演習等ニハ必ず出場セシムヘシ

第七條 大尉以上ハ從卒ヲ家宅ニ宿泊セシムルコトヲ得

第八條 前條ニ掲グル其他ノ士官ニ在テハ病氣看護ヲ要スルキニ限り聯隊長ノ許可ヲ得テ家宅ニ宿泊セシムルコトヲ得

但シ此從卒ハ諸検査及演習等ヲ免除ス

第九條 將校ノ家宅ニ宿泊スル從卒ハ兵器、被服等總テ支給シアル物品中所要ノモノハ之ヲ持參スルコトヲ許ス

第十條 從卒ノ俸給其他給與ハ總テ他ノ兵卒ト異ナルコトナシ

第十一條 從卒ハ屯營ヲ出入スルノ外ハ常に定制ノ服裝ヲ爲サザルモ妨ゲナシ

第十二條 從卒ニハ左ノ鑑札ヲ携持セシムルベシ(鑑札圖ハ略ス)

第十三條 第四條ニ掲グル外一般ノ將官、上長官、士官ヨリ從卒ノ請求アルキハ

第四條 乃至第九條ニ準シテ之ヲ承諾スベシ(將官ニハ二名トス)然レテ隊務ニ支障ヲ
与テスハ此限リニアラス

第十四條 將校公務ヲ以テ他行スルトモ其隊附ニ在テハ聯隊長ノ許可ヲ得、隊外ノ
者ハ聯隊長ニ照會シ認可ヲ得テ從卒ヲ隨行セシムルコトヲ得、然ルモ其旅費ハ將
校ノ自辨トス

第十五條 從卒ニハ報酬トシテ其將校ヨリ若干金ヲ與フルモノトス此金額ハ聯隊長之
ヲ定ム

○外出ノ定則

第一條 日曜日其他休業日ハ勤務ニ當ル者ヲ除クノ外朝食後ヨリ兵卒ハ夕食前迄下士
ハ日夕点呼迄特務曹長ハ午後十二時迄外出ヲ許スモノトス

第二條 特務曹長下士週番勤務ニ當ル者ヲ除クノ外勤務及演習等ニ支障アラザレバ日
日午後演習済ヨリ特務曹長ハ午後十二時迄下士ハ日夕点呼迄外出ヲ許スモ妨ケナ

シ又兵卒ハ日曜日其他休業日ノ外ハ外出ヲ許スト雖水曜日午後演習済ヨリ用辨
ノ爲メ夕食前迄之ヲ許スモ妨ケナシ

第三條 特務曹長以下臨時外出願出テ其情爲已ヲ得ザル確證アルモハ聯隊長及獨立
大隊長ハ四十八時間以内大隊長ハ二十四時間以内中隊長ハ特務曹長下士二十二時間
兵卒ニ二十四時間以内之ヲ許ス

第四條 下士兵卒外出スルモハ第二種帽(陸軍服裝規則第三條ノ場ニ在テハ第一種
帽前立チ)ヲ冠リ劍或ハ刀ヲ帶ビ(劍或ハ刀ヲ帶ブルヲ禁セラレタル者帶革ノミ)手牒
ヲ所持スベシ若シ外套ヲ携フルモハ卷テ左肩上ヨリ右脇下ニ掛ケルモノトス又雨天
泥濘等ノ時ハ脚絆ヲ袴上ニ着スルモノトス

第五條 下士兵卒公用ノ爲メ又ハ臨時ニ外出ヲ爲ス者ニハ左ノ木札(表裏トモ捺印
ヲ用ニ)ヲ携帶セシムベシ(木札ノ圖ハ略ス)

○新兵入隊取扱ノ定則

第一條 新兵入隊スルハ、聯隊長ハ聯隊副官ヲシテ新兵ヲ各中隊ニ編成セシム。但聯隊ニ於テ新兵ヲ受領スルノ手續ハ別ニ定ムル所ニ據ル。

第二條 各中隊ニ於テハ被服其他所要ノ物品ヲ配與シ而シテ新兵ノ自服ハ本人ノ望ニ依リ一時倉庫ニ預リ置クコトヲ得ベシ。

第三條 新兵入隊ノ當日、中隊長ノ面前ニ於テ將校特務曹長下士列席ノ上讀法ヲ聽聞セシメ及誓文牒ニ署名捺印セシム其誓文左ノ如シ。

誓文

今般御讀聞相成候讀法ノ條々堅ク相守リ誓テ違背仕間敷候事

明治 年 月 日

姓名 印(花押)(拇印)

第四條 聯隊長ハ新兵入隊ノ翌日聯隊ヲ整列セシメ軍旗ヲ樹テ新兵入隊式ヲ行フ其方法左ノ如シ。

一 聯隊ハ所定ノ地ニ整列シ新兵ハ聯隊ノ中央前若干歩ノ地ニ於テ其隊號ヲ順次ニ

整列ス

二 聯隊長中央前ニ來レハ遇番中隊長新兵ヲシテ團列ヲ作ラシメ聯隊長ハ其中央ニ在テ勅諭ヲ奉讀シ之ヲ聽聞セシム。

三 之ヲ終レハ新兵ヲ橫隊ニ復ラシメ聯隊ハ故參少佐ノ號令ヲ以テ分列式ヲ行フ此時新兵 聯隊長ノ後方若干歩ノ地ニ整列ス。

第五條 此式ヲ行フハ定期入隊ノ時ニ限ルモノニシテ其他ノ時ニ在ハ中隊ニ於テ讀法聽聞ノ時中隊長勅諭ヲ奉讀シ之ヲ聽聞セシムヘシ。

○滿期兵退營取扱ノ定則

第一條 聯隊長ハ兵卒滿期退營ノ前日聯隊ヲ整列セシメ軍旗ヲ樹テ滿期兵退營式ヲ行フ其法左ノ如シ。

一 聯隊ハ所定地ニ整列シ滿期兵ハ聯隊ノ中央前若干歩ノ地ニ於テ其隊號ノ次順ニ整列ス。

二 聯隊長中央前ニ來レハ 週處中隊長ハ 滿期兵ニ 捧銃ヲナサシメ 聯隊長ハ 滿期退營ノ旨ヲ 布達ス 中隊長ハ 立銃ヲ令シ 聯隊長ハ 誓行 證書ヲ 附與ス 然ル後 中隊長ハ 團列ヲ作ラシメ 聯隊長ハ 其中中央ニ在テ 概子左ニ 記載スル事項ヲ 告諭ス

一 天皇陛下ニ 對シ 奉リテ 忠節ヲ 盡ス事ハ 瞬時ダモ 忘ルベカラザル事

一 戰時若クハ 事變ノ時ハ 勿論復習ノ時ト 雖モ 召集ノ命アルトキハ 速ニ 集台スベキ事

一 豫備役、後備役中ハ 猶ホ在營ノ心得ヲ以テ 地方ノ 法律ハ 勿論陸軍ノ 法令ヲ 嚴重ニ 遵守スベキ事

一 軍人ハ 一般人民ノ 範鑑トモナルヘキヲ以テ 粗暴ノ 振舞 破廉恥ノ 所業ナク 孝悌ヲ 守リ 衆人ニ 敬愛セラル、 襟常ニ 心掛クベキ事

三 之ヲ終レハ 滿期兵ハ 聯隊中ノ 本隊ニ 復歸シ 聯隊ハ 故參少佐ノ 號令ヲ以テ 分列式ヲ行フ

第二條 此式ヲ行フハ 定期滿期兵ノ 退營ニ 限ルモノニシテ 其ノ 告諭ヲ爲スベシ

○風紀衛兵ノ定則

第一條 營内ヲ 靜謐ニシ且ツ 定則ヲ 確守セシメン爲メニ 屯營毎ニ 風紀衛兵ヲ 置ク 其任務ナルヤ 營中一般ノ 風紀ヲ 維持シ 内外ノ 警戒ヲ 掌ルニ在リ 故ニ 一般定則及 注意等ハ 衛戍ノ 衛兵ト 概子 異ナルコトナシ 但 服裝ハ 略裝 (陸軍 服裝規則 第三條ノ 場合ニ在テハ 正裝) ニシテ 步兵 寒砲兵 工兵ニ在テハ 背囊 (外套) 附着ス (ヲ 負ヒ 脚絆ヲ 袴上ニ 着スベシ)

風紀衛兵ハ 概子 下士ヲ以テ 其司令ニ 任スルモノトス 但時ノ 暴況ニ 依リ 將校若クハ 特務曹長ヲ以テ之ガ 司令ヲ 行ハシムルコトアルベシ 營門 出入ノ者ニシテ 軍人ノ 態度及 服裝等 其法ニ 違フモノアルハ 之ヲ 規正スルヲ以テ 其任トス

第二條 衛兵ノ 人員ハ 噴所ノ 數ニ 依リ 其 噴所ハ 聯隊長之ヲ 定ムルモノトス

第三條 風紀兵ハ 聯隊ノ 週番之ヲ 管轄スルモノニシテ 衛兵ノ 任務ニ 關スル 報告、 命令

ハ該過番ヨリ受テルモノトス

第四條 衛兵司令ハ衛兵ニ關スル一般ノ命令及指揮、營中日課ノ諸號音、營倉ノ事務、並ニ衛舍備付器具保存ノ責ニ任ズ

第五條 衛兵司令ハ其管轄スル各噴所ニ生スル諸件ヲ處理ス而シテ其守則外ノ事件ハ過番中隊長ニ申請シ其指揮ヲ受テベシ

第六條 司令ノ職務ヲ完全ナラシムル爲メ衛兵司令ハ自ラ營内ヲ巡回シ又時々部下ヲシテ此巡回ヲ爲サシム而シテ夜間ハ殊ニ火災ヲ警ムルコトニ注意スベシ

第七條 歩哨ノ任務ハ概テ衛戍ノ歩哨ニ異ナルコトナシト雖モ其各噴所ノ守則ハ特別之ヲ授ケルモノトス

○營倉ノ定則

第一條 屯營ノ營倉ハ懲罰ニ處セラレタル者ヲ錮スル所トス

第二條 入倉者着用スル被服及特許スルモノ、外物品等ヲ營倉内ニ入ル、ヲ許サズ

第三條 總テ營倉ノ開閉ニハ衛兵司令（止ムヲ得ザル場合ニハ衛舍係ヲシテ代理セシムルコトヲ得）必ズ其場ニ立會ヒ又一日少クモ二回營倉内ニ新鮮ノ空氣ヲ流通セシムベシ

第四條 輕營倉消燈號音ヨリ起床號音迄ノ間ハ蚊帳及毛布ヲ與ヘ食物ハ平常ニ異ナルコトナシ又時々入浴ヲ許スベシ

第五條 入倉者ハ操典、野外要務令、內務書其他必要ノ書籍等ノ内一本ヲ入ル、ヲ許ス

○廐ノ定則

第一條 廐厩ハ各中隊ニ區分シ中隊過番ノ管スル所ニシテ之ニ廐當番卒若干ヲ置キ以テ廐中ノ取締及雜役ニ服セシム

第二條 交代定時限ニ至レバ上番ノ廐當番卒ハ廐過番上等兵ノ引率ニ依リ廐ニ至リ上等兵ノ目前ニ於テ交代ヲナシ下番ノ廐當卒ヨリ廐内規則ノ申送ヲ受ケ諸器具ヲ受取

ルモノトス

第三條 廐内ニ火ヲ持來リ又ハ喫煙スルヲ禁ム

第四條 水槽ノ水ハ夏時ハ飲水前凡ソ三十分冬時ハ凡ソ十分前ニ汲入レシメ殊ニ水槽ノ淨否ニ注意スベシ

第五條 廐内ノ常ニ空氣ヲ流通セシメ又馬匹皆廐外ニアルトキハ必ズ廐ノ窓戶ヲ開キ欄板ヲ乾燥セシムベシ

第六條 鞍及毛布ハ廐中ノ鞍掛ニ頭絡、副頭絡、小仲間手入囊及水勒ハ其傍ノ釘ニ掛ケ置クベシ

第七條 馬匹ノ手入ハ朝夕二回之ヲ行ハシム然レドモ日曜日其他休暇日ニハ夕ノ手入ヲ行ハサルモ妨ケナシ

第八條 各馬房ニハ馬匹ノ名稱及當號等ヲ記スル馬名札ヲ掛クベシ又病馬ニハ病名札ヲ掛クベシ

○酒保ノ定則

第一條 聯隊ニ酒保ヲ置キ良質ニシテ廉價ナル日用品及飯食物等ヲ特務曹長下士兵卒ニ購求セシムルヲ以テ目的トス

第二條 酒保ニテ販賣スヘキ物品ハ聯隊長其品種ヲ定ムベシ而シテ其飯食物ハ醫官ノ檢査ヲ受クルモノトス

第三條 酒保ノ物品ハ其隊ニ於テ自ラ調辦スルカ又ハ請負人ヲシテ爲サシムルカハ聯隊長之ヲ定ムベシ但請負人ハ營業鑑札ヲ所持スルモノニ限ル

第四條 聯隊長ハ酒保委員ヲ設ケ以テ酒保一般ノ事務ヲ整理セシムルベシ

第五條 請負人ヲシテ此販賣ヲ爲サシムルキハ酒保委員其商人ト條約ヲ爲シ詳細ニ其規定ヲ揭グ特ニ價額約定ヲ嚴重ニ履行セシムルベシ

○室内揭示及物品裝置ノ定則

第一條 各室ノ入口ニハ表札ヲ掲ケ各其隊號 職官姓名ヲ記シ其他倉庫、砲厩、庖厨、
營倉、厩舎、圖所等皆其名稱ヲ記スベシ

第二條 兵卒ノ室内ニハ中隊長ノ存意ヲ以テ要用ト認ムル條件ヲ揭示スベシ

第三條 特務曹長以下ノ寢臺ニハ其中央上端ニ官(等級)姓名ヲ記シタル札ヲ掛ケ置ク
ベシ又銃架及被服ヲ載スル柵ノ如キ姓名札ヲ要スル所ハ厚紙ニ記載シ一様ニ貼附ス
ベシ

第四條 兵器、被服、裝具、器具及馬裝具等ノ裝置法ハ聯隊長適宜之ヲ定ムベシ

明治三十年十一月十七日印刷
明治三十年十一月廿二日發行

軍教隊 奧範付

名古屋市本町百二十八番戶

著作兼 發行者 若山文二郎

名古屋市針屋町三十一番戶

印刷者 小池清

名古屋市針屋町三十一番戶

印刷所 三益社

名古屋市本町五丁目

軍人用書籍大販賣所

大成堂書房

大成堂賣捌書目錄

| | | |
|------------|-----|---------|
| 一 日本軍人文章 | 全一冊 | 正價金十五鐵 |
| 一 村田連發銃保存法 | 全一冊 | 正價金六錢 |
| 一 陸軍禮式 | 全一冊 | 正價金三錢五厘 |
| 一 步兵操典 | 全一冊 | 正價金六錢五厘 |
| 一 步兵工作教範 | 全一冊 | 正價金六錢五厘 |
| 一 体操教範 | 全一冊 | 正價金六錢五厘 |
| 一 野戰砲兵操典 | 全一冊 | 正價金拾錢 |
| 一 野外要務 | 全一冊 | 正價金八錢 |
| 一 敵正步兵射擊教範 | 全一冊 | 正價金八錢 |





